**令和元年度　大阪府景観審議会**

**第２回景観ビジョン推進部会　会議要旨**

**住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課**

 開催日時：令和元年10月25日(金)　10:00～12:00

出席委員：加藤(晃)会長、加藤（精）専門委員

**◆公共事業における景観面でのＰＤＣＡサイクルの確立について**

（事務局説明）

（委員）

かなり複雑で大変ですが、まず１点はサイクルの制度全体の説明を頂きました。ＰＤＣＡというのがどの時点で位置づけられるのかという点がはっきりしました。まず、この全体は景観形成の目標を作るというところについて、目標がちゃんとできれば、それに対してＤ、Ｃ、Ａが成り立つという、そういう流れでよく分かったのですけれども、そこに景観アドバイザー会議がどう絡むのかという話で、今のポイントはありましたけれども、一つ二つ質問させて頂くと、まず対象事業について、10億円以上というのが金額的なもの、これが全部すくい上げる、網にかけるという基本ラインで、しかしそこから外れてくるのは、災害とか、復旧、補修、改修、維持管理を外とすると。これは10億円のものは災害にかかったもの、災害復旧のものでも拾うという意味でいいのですか、というのが質問です。大阪府はこの十年来、何かあるかもしれない。特に水害等、出てくる可能性はあるかもしれないですけれども、この１億円以上の事業については除くというのがありますけど。単に除くだけでいいのか、そのあたりのことも含めて、全体事業は災害復旧のものも拾うのかどうか、控除するのか、そのあたりを教えていただければと思うのが１点です。

それに絡めて、16のスライド、方向性、市町村景観アドバイザー制度の対象の関係で、景観アドバイザー制度の対象外の目安は、1億円、要するに目標は作らせるけれども、景観アドバイザー会議にかからない、かけないものがあるのです。それは例えば室長が色々と判断することになるのですか。そういうものが出てくる可能性があるのでしょう。それは景観アドバイザー会議にはかけずに、結論というか、記録として残す方向でいくわけでしょうけれども、そのあたりの取り扱いはどうなるのでしょうかというのが2点目の疑問です。つまり第三者は全部室長が選んだというのはご苦労なことです。その前に少し心配なのが、ホームページに最後公開するという、ＰＤＣＡのアクションのところで、評価つまりお手盛り、自己評価をしたものがあるわけです全体の中に。最後のものをＰＤＣＡの決定したものをＰＤＦで評価、結果を出すわけですね。そうすると、どういう基準で繋がって評価をしたのだとか、質問表が出かねないというか、事前に明示できる基準がないわけですから。景観アドバイザー会議にかけないもので行政の中での時に、それが大丈夫か少し気になるのですけれども。件数がないということであれば、景観アドバイザー会議というものを通すものはいいのですが、それを通さないものがどうもこの表でいくとありそうだと。その場合にＰＤＣＡで、別のルートで回るわけです。そういうのはないのですか。私も今の説明だけで誤解しているかもしれないので、質問として出しています。以上です。

（事務局）

まず、最初の災害等の場合、資料の４ページですが、大阪府の建築評価事業の場合、災害復旧修復時に対するものを除くということなのですけれども、ここはまた色々先生方のご意見を頂きたいと思っているのですけれども、まず災害的復旧は、これは一刻も早く人命を例えば救済しなければいけない、例えば今回千曲川が決壊したわけなのですけれども、そこで応急修理するには、景観でアドバイザー会議に諮らなければ応急処置できないということになれば、これは問題です。それはとりあえず仮復旧という形のようなことで、ここは除外するのがやむを得ないと思っています。ただ補修とか改修につきましても、例えば大阪府営住宅の場合、壁を塗り替えるとかものもありますが、色を実は非常にインパクトが大きいものですから、例えば大阪府営住宅で以前色を塗ったら、ショッキングピンク色に塗って、非常に住民の方々や議会の筋も含めまして、「なんだこの色は」と非常に不評を買ったこともございまして、そういうようなものは少し対象にしていくべきだという考えを持っておりますので、今回、建設業評価の内容を出させていただいたのですけれども、もう少しそのあたりは細かくしていくのかなと。建設業評価の場合は、維持、管理、補修を除くとしていますけれども、ここはものによっては、外壁改修みたいな形で、周辺に与える影響、特に色については、対象にしていってもいいのかと思っていますが、なにしろアドバイザー会議の8ページにございますとおり、アドバイザーを引き受けて頂く先生方の時間をどれぐらい取っていただけるか、我々事務局も含めてどれだけ対応できるかということで、物理的な容量もありますので、そこあたりはそういったものも見られながら、今回はとりあえずと言いますか、10億円以上の事業であれば、だいたい平均年間６件ぐらい、これも過去5年間ぐらいの数字でございますけれども、できるのかなということで、一つ前進的に取り組んでいる山梨県のものも参考にしながら、やってさせて頂けるとどうかなと考えております。

それから、二つ目の16ページにございましたアドバイザー会議にかけない、市町村のアドバイザー会議にかかるものもあれば、かからないものもあるのですけれども、かかるものは市町村で決行頂くのだろうと思いますが、全くかからない、市町村のアドバイザー会議にもかからない、大阪府のアドバイザー会議にもかからないといったものについては、言葉は悪いのですけれども、野放し状態にはなるので、そこは我々景観部局でどれだけ抑えが効くと言いますか、景観に対して進行管理と言いますか、いいものにしていくような形に状況ができるのかなと、少し悩ましいと思っています。ここで書いていますように、景観窓口に対して、市町村からこういう意見が出たとか、そういうことをお伝えすると、景観担当者が先ほどありましたように、19ページにございますように、講習会とか有識者の方の講演会に聞いて、感性を磨いて、景観部局からの職員も、多少は助言できるような形のことをするとか、それから事業課の方も、一切事業を着手する前に、こういう講習会とかに来て頂いて、事例とかそういうようなものもとりながら、実際の設計とかに配慮して頂くというのはあるのかというようなことも思えているのですけれども、確かに16ページのあたりは、もう少し検討していく必要はあるかと思います。

（委員）

少し確認したいのですけれども、10億円以上によるものは、公共事業評価会議に諮って評価、10億円以上には要するに全部アドバイザー会議にかけるのという原則ですね。そのうちで災害のものは外すのかどうかを聞きたかった。１億円以上のものは、それは外してもいいだろうと。けれども今回の関西空港の橋はどうだろうか。あれは災害でしょ。あれはこの理屈どおりでいくと、外すことになるわけですね。

（事務局）

そうですね。それはやむを得ないと思うので。

（委員）

作る時は何かいろいろとやっていたような気配はあったように思うのですけれども。

（事務局

私も関西空港の橋作るときのこと存じないのですけれども。一応そういう現状復旧と同じような形にするのであれば、特段問題はない。

（委員）

現状復旧であれば、もちろんいいですけれども。だからそのあたりは性善説に立つわけですね。性悪説には立たないということですね。と言うのは、阪神大震災では、ものすごく景観が悪くなっていると言う人もいるわけです。急いで建てた住宅が特にありますけれども、みんな真っ白じゃないか、プレハブばかりじゃないかと、それはそれで仕方がないとしても、公共施設もあって。

（事務局）

確かに例えば阪神淡路大震災で災害公営住宅等も、災害復旧と言ったら復旧と広い意味では入るのかと思います。ただそれについては、かなり長期的に災害を契機とした事業ではあるのですけれども、長期に亘って、そこに存続して、災害の程度によりますけれども、災害の程度が多きれば大きいほど、そういう都市に占めてウエイトも割合も大きくなりますので、それを一律に除外するのは、確かにどうかという気もします。堤防が決壊して復旧する場合、何か景観というか、護岸を少し草を植えて、景観に配慮したような形で、鑑賞護岸にしなさいとか、そのようなアドバイスを受けているものの、それはないだろうなと、少し申し上げたのですけれども。災害公営住宅などを、確かに一律に除外するというのは、少しご指摘のとおり、問題はあるのかと思います。

（委員）

それと100億円規模の公共事業では、大体復旧と本設と分けるわけです。仮復旧しておいて、やっぱり本設に関しては予算も大きいし、割と２段階整備というものと思います。

（事務局）

景観復旧等の言葉の使い方、明確に定義されていないのですね。災害復興住宅は復興なので、それが普通の状況にのってくるが、復旧は補修のようなレベルです。そこはもう少し我々も検討しなければいけないですね。たぶんこれはあくまでも建設事業局からの、いわゆる金目の判断基準なので、我々は景観としてどうすべきか、先ほどの討論されておりました、改修事業としてそこは別の視点で考えなければならない。

（委員）

何か言いにくいのだけれども、とにかく人命に関わることはすべて優先するというのはあっていいのだけれども、そんなに急ぐことはないだろうというのは、やはりあるわけです。

（事務局）

実際に予算措置でも復旧のレベルでやれる部分と復興のようにある程度予算をちゃんと議会を通してやらないといけないのと二つに分かれるので、少なくとも議会を通してやるものは一定の時間があるので、ただ設計する時間が例えば基本計画そんなものまでやっていられないので、ある程度の設計施工を一環でやるとか、もう少し別の方針でやるとか、そのあたりはいろいろとあるので、そこは議論しなければならないです。

（委員）

言葉を例えば、「現状の維持復旧にかかるもの」ぐらいに加えたら、少し分かりやすくなる。

（事務局）

少し今、これは一律に決議評価になってくるので、その場は運用するのですけれども、我々の対象とするところで、もう少しどういうふうに空間付けをするかということ、そこは検討したいと思います。

（委員）

そうですね、何か誤解を生みそうなので。

（事務局）

そうですね。一度立ち戻って検討します。

（委員）

先ほど議論がありました一つは市町村もかからないし、大阪府にもかからないというものの扱いをどうするかというところと、それから後々のチェックの時の基になる目標設定の部分で、そこの部分の設定をどういうふうに関わるかというところが一つは問題だと思いますけれども、すべてがアドバイザー会議のような、いわゆる会議形式で、フルコースをやる必要は必ずしもなくて、そのあたりが逆に言うと、臨機応変でも構わないと思っていまして、例えば目標設定は、目標自体がわりに明快に分かるというものは、景観部局でそういう設定をして頂いて、それに対してどうだということはいいかと思うのですけれども、少し悩ましいものがあると思うのです。そういうものは逆に言うと、正式な現状確認をするという、正式なステップを踏まなくてよいのでは、例えば目標設定の部分、その部分、共有の部分で、例えばアドバイザー会議に少し話を出していただくことがあってもいいのではないかと思います。おそらくそれは、20分とかそういうレベルではかからないと思いますので、だから全部が全部20分から40分のフルコースでやる必要はないと思うのです。ただ、やはりボリュームの限界があると思いますので、そのあたりは事前に、例えば事前にいくつか選んで頂いたものを先に頂ければ、事前に確認もできますし、やり取りがアドバイザー会議でできますので、そういうやり方をまぜて頂いてもいいかと思います。そうしないと何か一律の規模とか、そういう基準でもって、6件と限られてしまうと、単純に規模だけで測れないのが結構ありまして、そうするとそういうものが抜け落ちてしまって、全体としてあまりうまくいかないということになってはいけないので、少しそういうところは、融通を持ってやってもいいかと思います。

（委員）

つまりご意見は、アドバイザー会議にかけるものの中にも、伏線的な、ダブルスタンダードみたいなことを少し考えないかということになるのかもしれません。

（事務局）

今、加藤委員からお話があった内容に、少し私の理解が間違っているのか確認させて頂きたたいのですけれども、例えば、本年度、事業に着手する、もしくは来年度ぐらいに想定される事業の一覧、小さいものから言えば、交番とか府営住宅の集会所みたいなものもあると。それを場所、規模とかみたいなことを一覧表に出させていただいて、例えば富田林の寺内町に交番を作るということがあるのであればとか、それは「見ておきましょうか」ということで、「通常の普通の交番と違います」と、大阪府営住宅の場合も集会所とかあるのですけれども、それはずっと見ると場所もどこかの一般的な大阪府営住宅で、特に場所的にも特殊性がないというか、それはあえて一覧表では見ていただきますけれども、アドバイザー会議の先生方からは、事業部局と景観事業部で相談しながら、うまくやっていくという形で、アドバイザー会議としては、そういうものもあるという認識いただきながら、あえて関与はしないということで、アドバイザー会議として少し関与するようなものを選んで頂けるような、材料を提供するようなイメージなのかなと思っているのです。

（委員）

選び方は例えば景観部局のほうで、ある程度荒く選んで頂いて、それでご相談頂くというやり方もあり、通常はだいたいそういうやり方が多いかと思います。私が言いたかったのは、要は全てが時間を取ってフルコースの会議の中でやるということではなくて、割と臨機応変に「ここだけ見てよ」とか、「ここだけ意見をください」とかそういう使い方をしていただいてもいいかとは思います。

（委員）

だから景観アドバイザー会議にかけるのは、結論的に言うとつまみ食いしますということでいいのではないかと思います。

（委員）

それはかなり恣意的に、これは小さいけれどもかけたいというものがあっても全然かまわない。

（委員）

それはそれでいいと思うのですが、問題はつまみ食いされないものです。それは景観目標を作るものもあるわけで、そういうものの最後ＰＤＣＡへいって公開するところまでいくドキュメントの作り方の中に、最後に報告書を作るのはお手盛りになるわけですね。事業者がやりましたという、それは景観部局で作るわけですか。

（事務局）

そうですね。事業部局と言いますか

（委員）

事業者がお手盛りというか、当然景観部局について抽象的に書いてあった場合は、特にお手盛りできるわけです。明確に指標を作ってあれば、それは指標を客観的に評価できます。

ここで問題なのは、モデル事業の方は厳しく指導されたらいいのですが、室長が認めなかった、認めてあげない書類が出てくるものは、何か指標を考えるか、もしくは建築審査会で、予算の時に定形型と非定形個別案件と分けてやっていますでしょ、その定型型のものを少し明示的に事前的に何か示せたら評価の仕方、つまり評価指標、それが示せれば割と安心できる。

（事務局）

それがここにある景観形成指針です。今の説明でも、本当はそれがそういう機能を果たさなければいけないのですけれども、この指針がそれではならなくて、いわゆる中途半端で、他府県がやっているのはもっとカラー刷りで、もう少し詳しく事例も載せたもので、蓄積されこういう評価軸があって、それをまとめて計画をやっている事例もありますので、そこはどうするのか確かに悩ましいところです。

（委員）

数が多いわけですね。

（事務局）

多いと言っても1億円以上でしているので、今2０件で、そのうちの６件がアドバイザー会議にかかりますので。

（委員）

20件ぐらいだと逆に言うと簡単なリストを作って頂いて、それで会議の時に議論してもいいかと思います。

（事務局）

加藤委員の話を聞いていて、11ページに義務化するもので、10億円以上と市町村・大阪府の届出を出すものと、3番目に１、２のうち景観よる重要なものと景観部局が判断する事業で、うちの景観部局が判断することになっていますが、一つは部局が判断する時に、先生方にこういった事業ですがどうですか、と相談して、部局だけの判断ではなく先生方のご意見を踏まえてやることとしてはどうかと。

（委員）

それは諮ったほうがいいですよ。

（委員）

今までいろいろなところでさせて頂いた時に、一番課題だと思うのは、視点の置き方がずれているところが結構あるので。それは慣れれば、そんなにずれは生じないのですけれども、初めのうちは少し手間ですけれども、そういうところの共有をしていくような、そういう場面もあってもいいかと思います。

（事務局）

我々もＰＤＣＡを回さないと、先ほどの指針の運用の仕方とか、ノウハウが全然分かっていない状況ですので。

（委員）

意外と小さい物件に意外にいいヒントがある場合があるので、だからそんなに大量の資料はこなせませんから、こなせる程度の簡単なリストでもいいと思うのです。物件と何を大事にしたら景観形成を図れるのか、くらいの簡単なリストでいいので、それで少し気になっておられるところについて、アドバイザー会議なりに出して頂くなり、以前に頂ければ、それなりに調べることもできますので。

（事務局）

我々として、義務化している対象を絞っているのは、結局は設計事務所や事業課に来てもらって、受け手に立ってもらうということがあって、ただ立たれる人をここで選ぶという感じで、たぶんそれ以外については、我々景観部局からこんな案件が出てきて、項目をセットされましたと、報告的な感じで、少しご意見を聞いて、これは甘いのではないか、これはもう少しきちんとした方が、等、我々の指導の仕方にも少しアドバイス頂けたら、そういう使い方とかアドバイスする人間にご意見頂戴したいと思います。

（委員）

一応何かそういうリストはあって、一回会議に諮られたということであれば、一応それで次の最終ステップに対して、対象が明快になりますから。

（委員）

専門家の視点で、諮問したという形で答えを頂いたということはしておいた方が、良いと思います。

（事務局）

最後の公表の件は、細部まで決め切れておらず、一応今はアドバイザー会議をかけた分だけ公表するという形になっています。そこはご意見を含めて、どうすべきかを最終判断しなければ、いわゆる我々がチェックをして、先生方がそこへ採択するまで再度やるのかどうか、20件全体をやるのか、６件だけにするか、そこはもっと議論したいと思っています。

（事務局）

最後の目標達成シート、これは加藤部会長から教授していただきたいと思っているのですけれども、これは事業部局が近景から、中景から、遠景から書いて裏の方に、目標達成対応状況みたいな、どうしてもちゃんと出来ていますとか、周辺環境に配慮しています、というようなお手盛りと言うか、自画自賛的にならざるを得ない。そこを何かもう少し「ここはこうしたほうがよかったな」みたいな部分があると思うのですが、ただ事業部局に立つと、やはりそこは書けないと思いますので、そこを景観部局が書くのか、市町村も含めアドバイザー会議を受けていないものも含めて、写真を見て頂いて、「ここはこういう工夫をしたほうがよかったな」や「次に同じような事業があれば、こういう方向で検討していった方が良い」というような、何か有識者のコメント欄があってもいいのかという気がしています。

（委員）

一般的におっしゃっているのは、制作評価のプロセスを受けるメタ評価と言うのですけれども、各自に制作目標があって、制作を達成して、事業をやってきて、一定の成果があって、それを事業課が自己評価をするのです。その制作評価シートはある程度の指標をもってもらったら客観的なものにするのだけれども、基本的にはお手盛りになるものです。それで出してきたものを、では今度はそれを評価するからメタ評価になる。評価の評価になるわけです。その評価の評価を誰がするのかという話で、制作評価委員会の場合、普通は第三者で委員会を作るわけですが、それを景観部局がやるわけでしょう。それは結構しんどいです。それは景観アドバイザー会議にお願いして、簡単なメタ評価をお願いしたらどうか、そのほうがいいのではないかと思います。

（事務局）

そうすると、何か客観性もありますし、市町村のアドバイザー会議も受けていない、大阪府のアドバイザー会議も受けていないものも、一定第三者の目を通って、次の事業に対するコメントが入っていると、何かとてもよいことかなと思います。

（委員）

景観アドバイザー会議にかからなかった案件も最後のところでは、少し意見があってもいいと思う。

（委員）

物件数にもよりますけれども。そんなに多くなければ大丈夫です。

（委員）

欄を小さくしておいたら、そうしたら書けることは２～３行になりますから。テクニックのアドバイスとしては、それはＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、５段階評価とか３段階評価でお願いするというのはありますけれども。ＰＤＣＡの評価ですから、ＣとかＤとかあったほうがいいですという、これも評価のテクニックなのです。それを事前に情報共有しておくわけです。そうでないと、みな自己評価でＡを付けるわけです。それは将来的に役に立たちませんから。Ｃという自己評価をつけて頂けるとそれを基に次のＰに回せます。だから評価の時には悪いものは悪いもので良いのです。逆に悪いものを出してほしい。メタ評価は特にそうです。

（事務局）

やはりそれはＣは自分では付けられないので、やはり違う第三者でも視点からつける場合のほうがいいかと、数字的にＡ、Ｂ、Ｃと付けるのか、言葉や文字だけで付けるのかとかはあると思うのですけれども、Ｃと言われると、私が例えば事業部の立場で、専門家の先生方からＣをつけられていたら、少ししばらく立ち直れない。Ｂだったら、まあまあかみたいな感じですけれども。

（委員）

そういう時にはテクニックもあります。だいたい行政はみなＢをつけるから、プラス二つ、Ｂのマイナスマイナス二つで五段階みたいな。いずれにしてもそういう何か20件ぐらいだとすると、何か最後ＰＤＣＡのメタ評価の方が格好いいですね。

（委員）

何点か細かい話をしていいですか。まず２ページ目のＰＤＣＡサイクルの展開図のところで、通常の事業はこういうあり方になると思うのですけれども、コンペ案件があると思うのです。コンペ案件はコンペの時に条件付けをされますので、この間に出していただいたものもそうだったのですけれども、要はコンペ条件で配置は動かないということが多々ある。特に公共事業ですから、わりに条件がぎちぎちになっている場合があって、そうするとなかなか動かないので、これはケースバイケースかもしれませんけれども、特に重要案件と思われるものについては、コンペの条件設定の時に、少しそういう機会を頂くと、後々コンペの結果が出てきたものを見た時に、やはりスタート地点が実はコンペの結果が出てきたところではなくて、コンペの条件設定に実はあったというところがありまして、少しそのあたりはケースバイケースで、ご検討いただければと思います。

（事務局）

コンペの条件設定、コーポレートが大きい時の事業、国際的な事業でコンペしますよという、そういった場合はコンペを条件設定する前に、少しアドバイスを頂くという。

（委員）

ケースバイケースだと思うのです。何から何までだったら、とてもではないけれどもできないと思いますので。

（事務局）

前回の場合でしたら、プロポでしたけれども、結構プロポでも細かいところまで作り込みますので、前の議論の時にはプロポの条件みたいなところで、ある程度の前段階で、今三段階でいう一段階のところで、そのあたりも基本計画では出来ますので。

（委員）

実はプロポとかコンペとなると、コンペの案件の時に、もう基本設計が終わっているようなところがあって。コンペをする時は概略の総提案みたいなものは当然作ってありますから、少しそういうところがあるかというのが1点です。

（委員）

その場合に、考えられる二つのことがあって、コンペの応募の時の条件にすでに指定景観方針を決めてしまうのがいいのではないかという考え方なのですけれども、それがいろいろな諸条件でできない場合、コンペの条件の中に、通ったものは景観アドバイザー会議の指導を受けるとか、修正を受けるとか、そういう書き方で後に回す、後にやりなさいということを条件になるけれども、どちらかもあると思うのです。どちらかケースバイケースで、どうでしょうか。

（事務局）

今回の事前に言っていただいた「今日はアドバイザー会議をやります」ということは、それはどちらか金額的な話というか、負担の話で聞いているのですけれども。

（委員）

コンペの場合はなるべく広く自由な提案であるから、景観に配慮することというのは、有名アーキテクトの国際コンペになると、とんでもないこととなる。大阪市南港のごみ処理施設は、私はいいと思うのですけれども、ああいうものを事前に決めた、ああいうものを排除しようという働きがもしあるとすると困るし、一般的に配慮してくださいという話になると、ああいう案はだいたい排除の方向になるかと思うのですけれども。

（事務局）

前回、こんごう福祉センターで、加藤先生をはじめ藤本先生にもお越し頂き、アドバイスして頂いたのですけれども、設計者の意図なども聞いて頂いて、それを踏まえて、できる範囲でいろいろとアドバイス頂いたように理解しています。

（委員）

コンペの後ですね。コンペの後というかプロポのとね。そういう協調型でいければ、それはそれでいいと。

（事務局）

設計を一から否定するようなことになれば、それはできないと思うので。

（委員）

プロポの場合はそんなものは否定したって構わない。基本設計の前ですから。だけど実施設計のコンペは困りますね。

（事務局）

目標設定に移る場合になれば、後でアドバイザー会議を受けるのを条件に、根本での基本設定のやり方があるという方向です。

（委員）

２点目は、今回のストーリーの中では、目標設定というところがとても大事だろうと思っていまして、なかなか目標設定という言葉の意味が悩ましいというか、受け手によってはいろいろな幅があると思うのですけれども、景観というとこで何を見ているかというと、やはり案件についての景観上何を一番大事にするかという、大事にするものをまず共有しないといけないというところがありまして、それがたぶん目標設定シート１に出てくるのだろうと思うのですけれども、このシートの中でステップ４とステップ３の間、ステップ３まではある意味現状認識みたいな話なのですけれども、この中で何が大事かというところを共有できればいいかなと。ステップ４は逆に言うと、それに対してどういう対応の方向を示したのか、そういうことを書くことになると思うので、この３と４の間にどういう言い方良いのか分かりませんけれども、景観上何を大事にここはすべきかを、何か簡単でいいので書いて頂くことができればいいかと思います。シート２は、設計内容に対しての細かい話になってしまうので、この段階でアドバイザー会議等で議論になるとすれば、このあたりはある意味、出来ている、出来ていないのチェックシートなので、むしろステップ1の目標設定シート１で設定した内容が、具体的に設計にどういうふうな内容にされているかというところと、それから設定された目標の具体的な対応をどうするかというところが議論にはなると思います。この部分は逆に言うと、文章でこんなにいっぱい書かなくてもよくて、極端に言えばチェックシートで、何かコメントがあれば少し書くという、そのぐらいでもいいので、逆にシート１で設定した内容の具体的な対応方針みたいなものを書いていただいたほうがいいと思ってみました。

（委員）

目標設定シート２のところでいきますと、右のほうに空白、空欄で残っている景観形成の目標ということがあって、指針に対してチェックリストですから、ＯＫかＮＯか、そういう確認とか、そういうことでいいぐらいの話だということですね。目標はむしろステップ４の景観形成の目標のところの１から１０まで、この行数を増やして、広くして、重要事項に関して書けばいいということでしょうか。

（委員）

そうですね、そうすると最後の達成シートのところで、同じようなものが２枚目に出てきます。これと一貫性が出てきて、プロセスが分かるので、そういうふうにされるのも一つの方法かと思います。

（委員）

やはりスペースの大きさと作業内容ですね。

（事務局）

どうしたものかと思いながら悩んでいるのですけれども。

（委員）

この項目全部に該当するものばかりではないと思うので、該当するものにチェックをして頂いて、ＹＥＳ・ＮＯか、ＯＫ・ＮＧかくらい、あるいは部分的にＮＧかぐらいのところを書いて、後は1行ぐらいのコメントがあれば、十分だと思います。もしそれで足りないところがあれば、別欄に備考欄みたいなものを設けておいて、そこで詳しく必要なことは書いてくれたらいい。なかなかいっぱい書いてもらっても読み切れないですから、このあたりはできるだけ簡潔にやって頂いたほうが、事業者側も書きやすいと思いますので。

（委員）

チェックリスト２の項目はどこかから引用してこられたのですよね。公共事業景観形成指針とか。そのものをぽんと出していただいて、それでいいかどうかという議論です。

（委員）

おそらく基本設計で回答できない部分も多々あると思いますので、そのあたりは逆に言うと、実施設計で検討予定とか、少しチェックぐらいで済ませられるようにして頂けると良いです。

（委員）

そうすると、右段が一つ欄しかないのですけれども、二つに分けて、設計時どちらも使えるようにしておくとかですかね。

（委員）

そうですね、そういうものでもいいかと思います。

（委員）

どうですか。目標設定シート、具体的に出てくるといろいろ意見が出て、最後の審議会はもっと出ると思いますね。

（事務局）

またもう1回この部会での意見を踏まえて、資料修正したものを出して頂いて、その後審議会という形にさせていただきたいと思います。

（委員）

あと具体的な形がよく分かっていないままの話になるのですけれども、市町村の景観アドバイザー会議とか、景観部局からの意見が帰ってくると思うのですけれども、通常市町村の場合は、あまり強制力がない意見として返ってくると思いますので、そのあたりを色々な事情で採用できないというところもあると思うのですけれども、そのあたりが若干調整できるといいかと思っていまして。ものすごく物件によって、豊中市しか知りませんけれども、豊中市はものすごく物件によって、反応が違うのです。ですので、一旦は市町村から出てきた意見を1回部会で把握して頂いて、その中で大阪府としてやる方向性と言うか、「これは意見をもらったけれども、なかなか実際問題としてはできない、他のバランスもある」とか、そういったところと仕訳が、どこかで統一的にできると、わりとそのあたりの不揃いがなくなるかと思っています。このあたりはどのあたりになるのでしょうか。設計担当ＤＯの段階になるのでしょうか。市町村のアドバイザー会議では、ほとんど実施設計段階くらいでかかって、もう申請行為の少し手前とか、ほぼ実施設計が終わりかけているか、終わっているぐらいにかかってきますから、たぶんＤＯのところで、そのうちどれをどうするという仕訳がいると思うのです。それも取るか取らないかという非常に単純な選択ではなくて、少しそこの部分でこのとおりにはできないけれども、若干こういうことが可能だと、そういうふうなところができると、一定の意味が出るかなと思うのですけれども。

（事務局）

プランの３段階目の７ページの設計段階で、プランの段階で設計段階になっておりまして、実はここはアドバイザー会議にかけると三つ目のところと、市町村の会議が重なって、そこをどうするかというのと、先生がご指摘のとおり市町村の意見を大阪府でもう一回、そういう話に今なっていないので、そこをどうするかですね。市町村の意見と大阪府のアドバイザーとの意見の調整みたいな、お互いに調整するとか、そのあたりのプロセスをどうするかというのは特に悩ましいところで、できるだけもともと言っていました基本の設計段階の市町村の方に入って頂いて意見交換をして、できるだけそこの意見が違わないようにはしたいと思います。市町村と先生方が色々意見を言ったところ、全然違ったりしたときに、そこは逆にこの意見で我々が相談するとなると、そこはまた事業部局と相談するか、そこはある程度想定しないといけないという話です。

（委員）

市町村から出た意見に対しては、回答することになっていると思うので、その段階で少し審査されるかと思います。

（事務局）

この段階でシートに、1に入れるのか２に入れるのかは実は悩ましいのですけれども、市町村からの意見に対する対応みたいなのを入れるか、特段何もないことも結構あると思うのですけれども。それでも何かここに出席するだけではなくて、繁栄する欄を作っておけば自動的にそれに対して市町村の検討された意見を出されるでしょうし、それに対して設計としてできない理由も含めて、ここで明らかにできると思うので。ここはコスト面で出来ません、というのもあり得る話だと思います。

（委員）

確認ですけれども、ＰＤＣＡサイクル制度はどこかの要綱に載るわけですね。その場合に指すものは、16ページにあるような大阪府の公共事業全体がこれに対する制度、つまり市町村の景観アドバイザー制度を含みますという打ち出し方になるのでしょうか。

（事務局）

市町村では、おそらくＰＤＣＡまでいかないですね。申請してその工事着工前にと思われ、フォローアップしたり、景観審議会に報告したりしている場合もあるようですけれども。

（委員）

この絵でいくと○のほうは、景観アドバイザー制度の対象という限られたものがあって、その市町村のものがあって、その外側に公共事業という大きな四角があって、ＰＤＣＡというのは制度としてどこを指すのか。

（事務局）

このあたりはプランのＰだけのイメージです。だから全体をまわした場合に確かにそこはあれですね。

（委員）

それを少し整理しておいてもらわないと、今おっしゃったような景観アドバイザー会議の委員の方たちもどう関わっていくか。

（事務局）

アドバイザー制度としては、そういうどの段階でアドバイスをいただくと、最終的に報告を２回ぐらいして頂いて、その内容についても設計者としてどう反映されたか、反映できなかったことを含めてやるという、アドバイザー会議のＰＤＣＡみたいなものが要綱で書くのはある思います。その資料の最初に書いていますような、２ページのところにありますように、全体という仕組みみたいなものは、これは要綱の仕組みではないかという気はして、府として整理していくというようなという。

（委員）

全体像、これは来られた時に確認したのですけれども、このＰＤＣＡの制度、確立といった時には、何か１から８まで全体事業をＰＤＣＡで回して、それを評価するのだという、だけどそれ以外に景観アドバイザーの３、４、５のあたりでぐるぐる回る、これもＰＤＣＡ、そうなると景観アドバイザーの方たちに、市町村のものをお願いしたい、何かに関わっていって頂きたいということになると、全体の１から８までをＰＤＣＡサイクルと呼ぶと。政策目標として。何かそのあたりも、私は二重構造でいいと思うですけれども。そこを、明確に整備されたらいいのではないかと思います。

（事務局）

われわれの中でも大きいＰＤＣＡと小さいＰＤＣＡと言う言葉で言ったりしているのですけれども、もう少し明確にさせていただきたいと思いますが、アドバイザー制度はやはり事業局にあった「何でかけないといけないのだ」というふうなことで、「何で決まってアドバイザー受けなければいけないのだ」というようなところも出てくると思いますので、府の内部組織の話ですので、条例とかそこまでの必要はないと思うのですけれども、要綱で決裁を取って、10億円で景観アドバイザーの先生方の意見を聞いて、かけるということを明確化しておかないといけないと思います。

（委員）

それでいいのですけれども、最後のメタ評価をするわけでしょう。そこに有識者の欄を入れるのかどうか。全部部局でやるのであればいいのですけれども。

（事務局）

有識者のコメントを入れるのであれば、制度の中に全体を入れておかないといけないですね。アドバイザー会議の評価を受けないものについても、有識者の評価を受けるものとするというような一文はいると思います。

（委員）

自信があればそちらでやっておいていただいてもいいですが、人事で人がコロッと変わることもあるではないですか。

（事務局）

内容的にもどうしてもお手盛りになってしまう。最終は知事が知事に評価するみたいな形もあるかもしれない。

（委員）

はい、そういう問題点も指摘いただいてということで、他にいかがでしょうか。

では、今日のところはこれぐらいでご意見をいただきまして、もう一つ報告事項になりますが、ビュースポットの発掘と情報発信ということでお願いしたいと思います。

**◆報告（ビュースポット（視点場）の発掘と情報発信）**

（事務局説明）

（委員）

大阪府政だよりというのは、これは各家庭へ各戸配布ですか。

（事務局）

はい。

少し補足させていただきますけれども、ツイッターなどで、我々が発信しましたら、いろいろ一般の方と思うのですけれども、ビュースポットのことに対して自分のツイッターで色々発信頂いた方もおられた。それから中には今まで大阪府が数年前はこういうビューポットみたいなものを取り組めなかったということで、大阪市内に住んでこられて、ビュースポットの取り組みが素晴らしいということで、書いていただいている方もいて、我々もモチベーションも上がるなと思いました。それは我々が一番目指すところなので、草の根で色々な方から情報発信を頂くと、全体として関心を持っていただいて、自ら景観にも色々と取り組んで頂けるので、いいなと思っているのですけれども。さらには情報発信とか色々な機会を通じて、ビュースポットをこれから盛り上げていくことになりますので。あと、参考になりますけれども、建築士会さんからビュースポットを活用して、こういう景観まちづくりに対して、担い手育成ということで、建築士会の連合会の方から補助金をもらって、講座を持ちたいということで、うちのほうも出席させて頂いて、担い手育成の取り組みも、今回景観整備機構になって頂きました建築士会でも取り組んでいただくような形です。

（委員）

担い手、要するに地域づくり担い手を建築士会として育成しようと。

（事務局）

一応２０人ぐらいで、４～５回ぐらい講習するみたいな感じと聞いています。講座で土曜日ばかりで、1カ月ぐらいのシリーズで。多少フィールドワーク的なものを含めてやられるということです。

（委員）

こういうパンフレットは作られるのですね。

（事務局）

そうです。

（委員）

ツイッターの目標は何十万人ぐらいですか。いかに広報するかですね。

（事務局）

そうですね。動画の取り組みも進めていきます。動画もできたらこれからも検討していかないといけないです。鉄道事業者さんの駅でデジタルサイネージとか、ディスプレイみたいなものがあるので、流していただけないかなと。今回第1回目にありましたのは、南河内シリーズやっていますので、近鉄さん、通常であれば当然有料で広告を載せる、そういう代物ではないので、少しお金もないので、鉄道の利用増加につながりますみたいな形で、また調整をしていきたいと思います。

（委員）

大阪観光局は今からそういうことをして、エージェントに、つまり旅程を組む海外のエージェントがいるではありませんか。そういう耳にちゃんと入れておくと、こういう名称がありますよと。

（事務局）

それも行ったのですが、パンフレットも持っていくと、一般的な写真ですねと。

（委員）

一般的な写真、写真よりもそういうビュースポットがあるというのが大事ですが。

（事務局）

そういう話は大事と言っているのですがね。ただこれからビュースポットについては、いろいろなビュースポット、あくまでも景観まちづくりのきっかけですと、そこに行ってもらって、いろいろな景観、まちづくりをしていこうという気分の盛り上げなので、観光局のおっしゃっていたそこに行って地元の話を聞ける、生の話を聞ける。それは体験型観光ということで、今観光局も欲しいコンテンツだとおっしゃっていますので。今回、動画を作った際に、それぞれの首長さんも、ご出演頂いているのですけれども、例えば太子町の叡福寺などですと、住職さんが「聖徳太子ゆかりのお寺ですよ」と耳元でしゃべって頂いたり、千早赤阪村の棚田を守る会の会長さんがおられまして、そこについて色々解説頂けるというふうなものも入っていますので、そういうものを織り交ぜながら、ビュースポットのブランドイメージと言うのですか、ブランドを上げていく。そうなると最後観光局からも「そうだったらうちからもお願いしてまた勉強させてください」みたいな話があるかもしれませんけれども、こうゆうようなことを言って頂いていますので、いかにこのビュースポットをブランド化していくかというところも今後の課題かなと思います。

（委員）

皆さん、ブランド化をする時には、次にはソフトの何か別のメニューをくっつけてブランド化することですかね。ブランディングと言うのは。だいたい最近はどこへ行っても施設、観光スポットは、ＮＰＯの素人のガイダンスは付いていますからね。１０人以上で行ったら必ずつきます。それは事前に手配をしないといけないから、そういうルートが事前に明示されている仕組みがちゃんとあるんですね。そういう仕組み、ソフトがスポットにくっついていると一つのブランドになるのだと思います。

（委員）

案内人みたいな、地元の。

（事務局）

それと富田林の方は、市長が富田林コロッケ、私も富田林の人間なのですが、ある人によれば結構有名らしいです。大阪観光局にいったら「富田林コロッケ、これは有名ですね」とブランド化しているのです。そういうふうなものもリンクさせながら、それから食べ物とか飲食店とか、そういうようなものも大阪ビュースポットというのはすごいのだと、選ばれることが何か地域の魅力の向上になったり、ビュースポットに行くこと、そのもの自身が価値を持つような形につながっていくのかと。

（委員）

だんだんパワースポット戦略みたい。いいことがあるねっていう。重要なことですよ。

（事務局）

それで関心を持って頂いて、それをよくしようと、ビュースポットへ行くのも、道がよくなかったら舗装する、バリアフリーにするとか、トイレがないということであればトイレを作りましょうとか、駐車場なども場合によっては必要だということで、市町村が力を入れて頂くという、市町村だけではなくて地域の方がそこを盛り上げていこうと、景観魅力の向上とか、観光振興につながる入口の部分だと思うのですけれども。そういうことで盛り上げていくような活動をしたいと思っています。

（委員）

まさにそういうことなのです。なんというか、何かいいことがある、得をしたなという、そういうソフトを作るのも町づくりということで、景観づくりに限らず展開して頂ければ。

（事務局）

世界遺産なども結局はある種みんな知っている場所であり、知られている場所ですけれども、古市古墳群も世界遺産の登録という運びになりましたけれども、別にイコモスからお金をくれるわけでもなく、何か特別なことに支援をしているわけでもないのですけれども、みな世界遺産を目指している。世界遺産になったら何か地域にも、町づくりの対応、色々なことをしていこうという気分になりますので、ビュースポットは悪くないのではないか、そういうものでないかと。

（委員）

規模は小さいけれど、そういうことですよ。情報発信だけではなくて、何か魅力づくりですね。

（委員）

それでは、これで第２回景観ビジョン推進部会を終わります。どうもありがとうございました。